

和歌山大学ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン推進本部規則

制 定 令和 5年 3月29日

法人和歌山大学規程 第2602号

最終改正 令和 7年 3月28日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学和歌山大学組織規則第16条の2第2項の規定に基づき、和歌山大学ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン推進本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本部は、和歌山大学（以下「本学」という。）の教育研究活動及び就労の場におけるダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン（以下「DEI」という。）の推進を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) DEI推進に係る基本方策に関すること。
- (2) DEI推進の方策の企画、立案及び実施に関すること。
- (3) DEI推進に係る実施状況の点検、評価及び改善に関すること。
- (4) DEI推進に係る学内各組織間の連絡及び調整に関すること。
- (5) DEI推進に係る情報収集、広報及び啓発活動に関すること。
- (6) その他本学におけるDEI推進に関すること。

(本部会議)

第4条 本部に、前条に規定する業務に関する重要事項を審議する本部会議を置き、次の各号の者をもって構成する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) インクルージョン支援推進室長及び副室長
- (4) ジェンダー・エクイティ推進室長及び副室長
- (5) キャンパスライフ・健康支援センター長及び副センター長
- (6) 総務課長
- (7) 学生支援課長
- (8) その他本部長が必要と認めた者

2 本部会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

3 本部会議は、過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 本部会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(本部長)

第5条 本部に、本部長を置き、学生支援担当の理事をもって充てる。

2 本部長は、本部を代表し、意思決定の最終責任者としてその運営にあたる。

DEI 推進本部規則

(副本部長)

第6条 本部に、副本部長を置き、総務担当の理事をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部員)

第7条 本部に、本部員を置き、第4条第1項第3号から第7号に掲げる者をもって充てる。

(事務)

第8条 本部及び本部会議の事務は、総務課、学生支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、本部について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程2815号）

この改正規則は、令和7年4月1日から施行する。